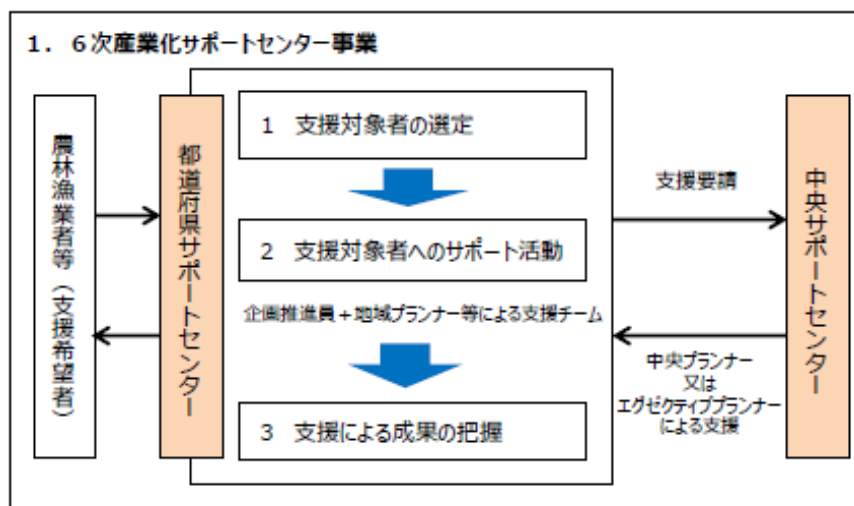


令和2年度6次産業化中央サポートセンター事業 要点について

1. 農林水産省の実施要領変更により、6次産業化中央サポートセンターは都道府県サポートセンターの支援機関となるため、農林漁業者等から直接ご依頼を受けることはありません。

<体制図> ※農林水産省資料より抜粋



2. 農林漁業者等が都道府県サポートセンターの支援対象者になるには、5年後に付加価値額（経常利益+人件費+減価償却費）50%以上増加させる経営改善戦略の策定と地域支援検証委員会の承認が前提となり、毎年決算書提出及び達成状況の調査が行われます。そのため、農林漁業者等が単に中央プランナーの支援を受けたい等の理由により、都道府県サポートセンターが支援対象を増やすようなことはありません。

また、上記のことから、「令和2年度6次産業化中央プランナーの登録及び業務に関する規約」第9条内で、農林漁業者とプランナー派遣の依頼に関する相談又は調整を行うことを禁止しております。

3. 中央サポートセンターは都道府県サポートセンターにおける支援対象者が、経営改善を実施する際に発生する専門性の高い課題に対し、中央プランナーを派遣し、都道府県サポートセンターと連携した課題解決の支援を行います。

4. 前年度は都道府県サポートセンター以外の関係機関（市町村、商工会、JA、金融機関等）から依頼を受付しておりましたが、令和2年度においては上記機関等から依頼を受付することはありません。

5. プランナー登録が完了した場合、登録情報（実績シート含む）は都道府県サポートセン

ターへ共有します。

6. 中央プランナーの派遣は一事業者あたり原則3回までとなります。

その他ご不明な点等は下記までお問い合わせ下さい。

(問合せ先)

6次産業化中央サポートセンター

(株) パソナ農援隊

info@rokusapo.com

※現在電話での問い合わせは受付しておりません。